

関東大震災と保険金騒動 (15)

— 被保険者の怒り —

Fire Insurance Troubles after the Great Earthquake of Kantoh

田村 祐一郎*

Yuichiro Tamura

大正13年2月、関東大震災による火災損害に対して保険金の支払を要求する被保険者の運動が一気に激化した。政府はあわよくばこの騒動の渦中から逃れることを期待し、火保協会は相変わらず“他人事”視していた。被保険者の運動はこの隘路を力でこじ開ける結果となった。2月7日から25日まで被保険者集団の波状攻撃が続く。

キーワード：被保険者大会、清浦奎吾内閣、火保協会、保険金請求運動

I. 序論

大正13年1月から2月にかけて、清浦奎吾内閣と火災保険協会は火災保険金支払問題に関して煮え切らない態度に終始していた。農商務省商務局は、2月2日の局議において「政府が渦中に入るべき」でなく、各保険会社にそれぞれの能力に応じて「任意に」出捐させるべきことを決定した[大朝 13.2.4]。2月6日、富士見町の農相官邸に前田農相以下幹部が集まり、「商務局案の修正案」の作成を決定した¹⁾。一部を再掲すると[東日 13.2.7]、「一、火保一割出捐に対しては保険会社側及び罹災被保険者側の今日までの態度に鑑み政府は進んで援助せざる意思なること 二、しかして保険会社はその負担能力を考慮して業務を危くせざる程度において各自相当の見舞金を罹災被保険者に提供すること」。農商務省は、いみじくも『読売新聞』[13.2.2]が「消極的第三者の立場」と評した如く、あわよくば渦中から逃げ出したいと考えていた節がある。解決の手筈をもっぱら火保業界の自力出捐に委ねる方針を採り、積極的に解決の方向へ誘導しなかった。しかも、清浦内閣は大正13年1月31日に議会解散の挙に出たために、5月10日の投票まで3ヶ月余りも火保解決案の議会上程は不可能となり、それまでに問題解決を計ろうとすれば別の手立てを講じなければならなくなった。

一方、火保協会は相変わらず政府の方から何らかの「挨拶」、つまりは解決方針の提示があると信じていた。概して支払いたくないとの点で一致していた上に、依然として関東と関西、中小と

*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町3-1

大手、元受と再保険といった利害の鋭く対立するグループが存在していた。各務鎌吉がリーダーの座を去った今、協会首脳には業界を纏めることは無理であった。大正13年2月に至っても、火保協会はあたかも呆然と事態を見守っていた。未経過保険料の払戻くらいでは「世間体」が悪いので一年分の保険料の払戻をすべきと考えていた程度であった〔大朝 13.2.6〕。

罹災被保険者の集団的示威行動を契機に事態はにわかには動き始めた。大正13年1月中は内閣交代もあり静観を決め込んでいた被保険者集団は、2月1日から行動を再開した。この日、神田区役所に「火保請求各区連合会」の理事が参集して運動方針を決めた。まず提訴、次に2月7日に「第1回火災保険金請求市民大会」の開催が決められた。

この集会在転機となった。2月7日午後1時、丸の内日本工業倶楽部に東京横浜の被保険者2,500人が集った。笠原文太郎が開会の辞を述べ、実業組合連合会副会長阿部吾市と麴町総代花崎無能が演説し、7か条の決議文を採択した。その後、被保険者集団は海上ビルを襲った。最も有名な場面で、折から会議中の重役がつるし上げられた。会衆は内相官邸から首相官邸へ殺到した。清浦首相に面会をし「今後何分の措置を以て合法的に諸君の意思を貫徹せしむべく考慮する」との言質をとった。最後に農相官邸を訪れた被保険者集団は、一段と氣勢を挙げて引上げた。

こうして火保問題は再び動き始めた。

以下、大正13年2月8日以降、被保険者集会の日付毎に被保険者運動の実情をごく簡単に描く。その間に政府と火保協会の動向を挟み、政府案が閣議了承された2月25日までを纏める。しかし、これで解決したのではなく、政府は枢密院との折衝に手間取り遂に「責任支出」という奇手を捻り出した。その間、火保協会はなす術もなく政府と被保険者の波状攻撃に屈した。本稿は最終的な結末に被保険者集団の示威行動が寄与したことを検証する。

被保険者集団の動向を伝える各社の報道は集会の名称、時間、人数、行動の順序など記述が一致しない。当時の取材の様子は不案内であるが、現在のように公式発表に依存することなく、記者諸氏が自分の目でみて報じたのであろう。分かる範囲で各紙の異同などにも気を配りたい。事が騒動の様相を呈した上、デモ隊が各社重役を追及する場面や大臣官邸での様子の描写は些か扇情的な印象を受ける。そうした描写もこの問題への当時の受け止め方の一斑を示すものとして引用した。但し、保険会社重役等の名称は、場面によっては実名を避け仮名で示した²⁾。

なお、文中の傍点は引用者による。

II. 高揚する被保険者集会

1. 2月8日～2月14日 政府および火保協会

被保険者側の動きが活発になってきた。東京商業会議所の「火保委員会」は2月9日に松村局長を会談に招くなど活動を再開させ〔読売 13.2.9〕、実業組合連合会阿部吾市は東京海上宛に「問責状」を送り〔国民 13.2.7〕、火保訴訟団の組織化に乗り出した〔東日 13.2.7〕。さらに保険金請求

各区連合会の笠原文太郎はじめ代表者は「大阪へ逃げた保険会社の重役連を引戻しに」2月11日午後7時55分東京駅発の列車で西下した〔国民 13.2.12〕。

農商務省の態度は少し変わり、「最近非常な緊張味を以て着々積極的解決策の講究中」と伝えられた。「今回は従来 of 如く第三者の立場としての準備案でなく進んで政府が警告的調停の局に当り而も尚会社側に誠意なく具体的解決案の樹立を遅延せしむる時は政府が会社に内示して実行を強要する方針を以て」解決案が研究されていた〔読売 13.2.9〕。2月15日の閣議では、閣僚間で意見交換を行い、18日付閣議に「農商務省より具体案を急速に決定提出することとなった」。16日早朝には農商務省の幹部が集まり、解決案の作成方針を協議した〔萬朝報 13.2.16〕。やや積極的になったのは、被保険者の攻勢に影響されたのであろう。

一方、協会側は「被保険者の支払請求運動が猛烈となるに及んでは此上問題解決を遷延せしむることは出来ぬ」が、前内閣の火保貸付案の握り潰しも「大阪側の反対運動が原因」であり、この際真意を確かめるために委員を西下させた〔読売 13.2.9〕。いずれにせよ、政府の意向に沿って業界を纏めることは至難の業であった。

農商務省は、会社側の「不誠意」を頻りに責めた。場合によっては「保険協会に対し解散命令を発す」とさえ脅した〔中外商業 13.2.10〕。しかし、保険協会は政府に寄り掛かり、指示を仰ぐという姿勢を保っていた。2月12日夜、前田農相は「非公式に」保険会社代表を官邸に招き自力解決を急ぐこと、「愚図れば最後の通告」を行うと伝えた〔読売 13.2.15〕。

2. 2月15日 第2回火災保険金請求市民大会

この日は関西へ派遣された連合会委員が帰京する日であった。午後1時半東京駅着の三等急行で帰京した笠原文太郎外十名の実行委員は、「白布に赤インキで火災保険金請求各区連合会と書いた肩章を、右肩から左脇下にかけて…連日の疲れを色にも出さず、喜び勇んで降車、出迎への千数百名から『万歳々々』をあげせられつつ、火保問題大会の旗や立看板を先頭に駅前の工業倶楽部なる大会場に入った」〔萬朝報 13.2.16〕。1,000ないし3,000人と伝えられた会衆を前に帰京報告が行われ、2時半決議文が採択された。

「決議 罹災市民ノ窮苦ハ将ニ其極ニ達セントス今ニシテ救ハズンバ前途尚測ルベラザル憂アラン政府ハ会社ヲ督励援助シテ速ニ保険金ノ支払ヲ為サシメテ以テ民心ノ安定ヲ図ルベシ会社ハ誠意ヲ披瀝シテ速ニ保険金支払ノ方法ヲ講ジ以テ其責ヲ全フスベシ」

その後に代議士横山勝太郎は「憤然」として「此处で理屈の捏ね合は要らぬ、直ぐに大挙して首相官邸の閣議に訴えよう」と叫び、「千余の民衆は茲に寒風を衝いて行列を為し半〔ば〕破れた『火保請求各区連合会』の立看板を先頭にして首相官邸」へ向った〔東朝 13.2.16〕。首相官邸での有様は『萬朝報』〔13.2.16〕が詳しい。

「被保険者大会の会集 1,500名が、首相官邸へ火保解決促進の訴願に来ると云ふので、官邸は

正門や通用門を閉し、約 200 の警官が物々しく警戒している所へ、会集の先頭が到着して、小競合ひしたが、横山前代議士の斡旋で正門を開き、一同は正玄関の東車寄せから広場へ居流れ、委員のみが入室し、清浦首相と会見の結果、首相は『此問題では苦心している、今朝の閣議でも前田農相に兩三日中に解決案を提出すべく命じた位で当局は被保険者が火災保険会社を動かして会社側が誠意を示すやうにしてもらひたい』と述べ、笠原委員長は『官憲の力を以て会社側が誠意を表するやうにしてもらひたい』と望み、首相も快諾して会見を終り、委員長から此旨を会集に報告し何れも拍手して委員の労を謝し、行列は再び農相官邸へ向かった。

この文章を読むと、首相が先導（いや、扇動？）している感じがしないであろうか。

被保険者集団は農相官邸に向かう。到着は時に午後 4 時。しかし、約束していたはずの農相は「藻抜きの殻」[読売 13.2.16]。遂にひと悶着が起きた。再び『萬朝報』。

「農相は不都合にも堅い約束を無視して姿を見せず、郷津秘書官が不遜な態度で応接したので委員は憤慨し、農相の違約と秘書官の不遜を責め、別室で鶴見次官や松村局長と会見し大激論の末、松村局長が不用意にも両手で一名の委員の胸を突いたので会見は悪化し、局長目がけて鉄拳飛び容易ならざる混乱に陥ったが、松村局長はその非を謝し『我所信を述べしめよ』とイスの上に立上って声をからし、涙と共に諄々と直接監督の地位にある同局長の意見を語り、委員等も同局長の所信に感じ、信頼するに足るは局長のみと称賛し、松村局長は数段と男を挙げた。「鶴見次官は…長時間会集を寒風にさらし待たせておいた罪を、次官自ら玄関に立出でて一同に謝し、郷津秘書官もまた自己の不明を謝罪すると禿頭を下げたので、一同は無事に解散した」。

さて、一方、2月18日に農相は火保代表者を招き「誠意を以て提案」することを勧告した。この頃、政府関係者からは「誠意」とか「不誠意」という言葉が火保会社に浴びせられ続けた。この日、協会への苛立ちを露わにする農相の談話が伝えられた [萬朝報 13.2.19]。

「何分事は当業者対被保険者間の問題であって、みだりに当局がこれに容喙すべきものではないから、切に当業者の覚醒をまって居た次第である然るに当業者の態度は被保険者が日一日と熱度を加へるにも拘らず、依然として解決に着手するやうにも見えぬので、当局としてはこれを放任することは出来ないここに当業者をして自力解決を勧告すると共に一方政府としての解決方針を決定する必要を生じ、かくて本日（18日）の閣議にはかり同意を得た訳である」。

被保険者の運動に政府は神経を尖らせた。『東日』[13.2.18]によれば、2月18日の閣議に付された農商務案は「火保問題に対する当事者の運動がやや白熱化し真剣味を加へてきた実状にかんがみ」当初方針を変改したという。同日の『読売』も、「本問題は最早一の社会問題と化し去りつつある関係上」このうえ逡巡躊躇は許されないと認識で閣僚の意見が一致したと伝えた。

一方、リーダーを失っていた火保協会には、関西で病氣静養中であつた各務鎌吉が帰京しリーダーに復帰するとの朗報が伝わった [読売 13.2.18]。

3. 2月18日 第3回火災保険金請求市民大会

この日午後1時から5時まで工業倶楽部で三回目の「被保険者大会」が開かれた。因みに『神戸』は「火災保険問題市民大会」、『東朝』は「被保険者市民大会」という。正確な呼び名は『東日』のいう「火災保険金請求市民大会」であるが、本稿では「被保険者大会」と称する。

集まった市民は2,000人ないし3,000人あるいは「定刻前既に会場は一杯、廊下から溢れて階段へ鈴生り場外の立ち並んだ者を加えて其の数1500」[東朝 13.2.19]であった。この日は農相官邸から蔵相官邸へ回るはずであった。「会衆2,000名は十数本の長旗や荷車の上に据へつけた大看板を先頭に」[東日 13.2.19]、『保険金請求同盟』とか『帝都復興は先ず保険金の支払にあり』などと大書せる旗を先頭に」[東朝 13.2.19] 繰り出し、東京駅前から海上ビルに沿って進んだ。『中外商業新報』[13.02.19]は次のように書く。

「1時半には各区有志会の長旗をひるがへして2,000余の被保険者はくわん[歓]呼の声をあげつつ海上ビルに向った示威的に火保協会の廊下を練れと笠原会長はトランク片手に巻きゲートルと言ふ罹災民気分を多分に出しての案内に堀ばたの口から群集はどつとばかりになだれ込む、先刻から事態を気づかって備へていた300余の警官は地下室から姿を現し『3階へ3階へ』と万歳を連呼しながら狭い階段を押上る群集を制して、自分たちの仲間をエレベーターで3階へはこぶ、もう協会の関係者は危険と見て姿をくらましている…まだ屋外でもんでいるうちに3階から太平洋保険の『見舞金請求書』用紙がヒラヒラと飛んで群衆の一部をなだめやうとする…笠原委員長『諸君、これより農相官邸へ…』と叫ぶ、先頭には日本橋有志会の『民衆は怒り立った』と滑稽味と猛烈を半分づつ持った大看板を荷車にのせて出発する…『何だ生意気とは何だ、我々は帝都復活のために保険金の請求運動をやっているんだ』と入口で巡査と群集の小ぜり合をあとに九段へと長蛇の陣をひきずりながら2,000余がぞろぞろ進む」

農相官邸に着いて3時20分から前田農相と鶴見次官と会見した。この間外では「火保問題解決の自信がなくて農商務大臣になれるか？」など大声で叫ぶ者がいた[東日]。デモ隊は続いて蔵相官邸に向った。

「5時半勝田蔵相を永田町の官邸を訪れる、蔵相も『委員許りに会うよりはみんなに…』とずっとくだけて官邸玄関に集った一千余名の人達の前に起ち『自分は主管大臣でないから主務たる農相から廻って来る案を見た後に決定し度い』と述べるや『一体蔵相としてはどの位出す積りかまたは国家財政の上から見て何割を補助するのが適当と思われるか?』など盛んに質問が出る大臣はこれ等の問に対し『自分は保険が専門でないからよく研究した上で明答を与え度い、然し出来るだけ諸君の意志に副うべく努力する』と応酬する被保険者も之を諒とし24日また大臣を訪問する事を公約し、『万歳』を三唱して法相官邸に押掛けたが不在で6時過ぎ散会した」[東朝 13.2.19]。

この日『萬朝報』[13.2.19]によれば、「宛ら火保デーのやうに」各方面で大会や協議会が開か

れた。まず、監督官庁の農商務省では朝から、農相、次官、局長、課長の「歴々」が火保対策に関する最後の協議を遂げ、「前回の閣議で首相から厳命された解決案を内定して午後の閣議に提出した」。

東京商業会議所火保委員会は午前 11 時「同所の貴賓室で」委員長添田寿一、藤山会頭その他と火保側の稲茂登その他が会見して、「会社は政府の執らんとする態度に対して、如何に方針を立てて進むかと、最後の腹を聴取した」。一方、同所の別室で東京実業組合連合会理事会が開かれ、「いよいよ会社を相手取り、共同訴訟を起すべく、その宣戦布告として、会員中 6 万の罹災被保険者は、類焼として各契約会社に全額支払ひの要求を内容証明郵便で差出すことを決めた。さらに「加盟中の 103 個の各組合は組合毎に各火保会社を歴訪して支払ひを迫り、政府に対しては 1 割支払不能会社の援助断行を求むる決議案を作り、午後 1 時から開会の臨時総会でこれを決議し、直に実行に移る筈で、場合によりては近日中に大会を開き、第二段の戦法を執るさうである」。

4. 2 月 19 日 京橋区主催火災保険金請求大会

この日はいつもとは違う集会であったが、激烈さに変わりはない。午後 1 時半、京橋八丁堀仲町の大盛館で京橋区主催火災保険金請求大会が開かれた。『萬朝報』[13.2.20]によれば、「最初出足が鈍いので市民大会に疲れ意気阻喪したかと思はれたが、定刻となるや会衆は刻々に増加し、1,000 余名を数へた」。「火を噴く演説」が行われ、決議文が採択された。

「決議 火保問題解決ハ焦眉ノ急ナリ吾人ハ政府ノ決断ト会社ニ支払ヲ迫リ目的ノ貫徹ヲ期ス」

その後海上ビルの保険協会へ行ったが、みな逃げていた。そこで協会の「ボーイを拉致して案内人とし」各社を訪問した[都 13.2.20]。長松男爵が副社長を勤める永楽ビル内東京火災を訪れたところ、そこには「東京海上運送火災の常務取締役 F 氏も居合せた」ので兩名を取り囲み、被保険者側の各委員は「異口同音に是迄の各会社側の不誠意なる態度を責め」た。これ以後は『都新聞』を引用しよう。

「かくて先ず長縄氏から『一体君の会社は、保険金をどの位支払うつもりか』と極めつけた所、これに対し長松氏が『当社の損害は案外に多大であるから精々 2 歩位しか支払えぬ』と答えたから堪らない『ふざけたことをいうな、殴ってしまえ』と叫ぶものあり『生意気な奴だ、殺してしまえ』と罵る者あり 700 余名の会衆一斉に騒ぎ出し、委員連も片手では『諸君、静粛に』と会衆を制しながら、片手は拳を固めて卓を叩きながら『2 歩とは何だ、各務はどんな会社でも 4 歩以上払えるというて居る』と責立て、重役連を縮みあがらせた末『然らば政府が金を貸すといえほどの位支払うつもりか』と極付けた長松氏が『政府の利子次第で 1 割位は見舞金としては支払う意思がある』と答え、次で帝国海上の F 氏も同様の旨答えたので、これを聞いた会衆は益々憤慨し鉄筋コンクリートも抜けよと許りに騒ぎ立て、形勢益々不穏になった結局重役連が観念して『政府貸付金の利子が例え 5 朱 [5%] であっても、必ずこれを借入れ 1 割以上

の見舞い金を支払う』と言明したので、騒ぎはやや静まったが、被保険者側では『口だけでは危いから是非一札入れろ』と攻め立て、又々騒ぎ出し結局『火災保険金解決に関する政府よりの貸付金は其利率の如何に不拘之れを借受け、被保険者に支払うことを会社を代表してここに誓言するものなり』という誓文を長松副社長が認め、三重役が署名捺印して之を委員に手渡したので、被保険者一同はやうやくこれに満足してその場で、万歳を唱え、午後5時散会した」。

5. 2月20日 被保険者代表と会社重役の会談

この日、午後2時から午後7時まで、被保険者代表200名と32社の重役50名が会合を開いた。『大朝』[13.2.21]によると、「劈頭笠原委員長は裁判長気取で『立憲治下に於る人民裁判であるから豪も虚偽の答弁を許さぬ』と重役等一同を睨みつけ」た。会社側は被保険者を減らすことを求めたが、「結局50名近い面々が卓を挟んで問答の火蓋を切った」[読売 13.2.21]。以下、会合の様子は『読売』による。

「委員長の笠原氏は口を尖らしてぢりぢりと詰寄るさては会社の各代表を一人宛片端から呼び立て資本金がいくらで積立金配当はいくら、保険金をいくら支払うつもりか自力ではいくら政府から借入れたらいくらと風潰しにギョウギョウやりお前も妻や子もあるだろう只では済まさんぞ、とかぶち殺してやるのやれ殴るの凄まじい文句を並べて脅かすので重役もこう臺なしで自力では2分だの3分政府から借入れられると5分だ7分だと云う言葉もふるえ勝ちである…其の内に被保険者側も増長して前に出るとかなんとか云って被告でも呼ぶように自分から裁判官だなぞと威張り出してくるさては資本家たる諸君がとばかり被保険者の家主や地主さんが目糞が鼻糞を笑いののしる幕も演じて今にも大立回りをもあり兼ねなく気色ばんで来た」。

「そこへ大蔵大臣と会見してきた各務鎌吉氏が帰ってきて此の問題は今月一杯には必ず解決させるつもりだし政府にも相当に覚悟のあることを窺い得たからと婉曲に説いていきり立つ被保険者をなだめたので約4時間に互る膝詰談判も気抜けしたように解散した」。

この日、横浜でも動きがあった。『読売』[13.2.22]によると、「横浜市内被保険者火保支払請求運動は一時立ち消えの状態であった」。しかし、政府対会社の折衝が漸次具体化するのを眺めて再び「灼熱的に」運動を再開した。2月20日関内山下町元町方面の一団は市復興会内に集合し「交々舌端火を吐く熱弁を振り数旗の旗を押し立てて」市内の保険会社を歴訪し、最後に県庁前に到り知事に面会を求めるなど「一大示威運動を行った」。このときには暴力沙汰が起きたという。

翌2月21日に引続き第二弾として埋立地八ヶ町の一団1,000余名が午前10時に花園橋横浜ホテルに勢揃いし、「蜿蜒二列縦隊を作って市内を練り前日同様各保険会社を訪問して責任者の誠意ある言質を執り午後は市復興会内に一旦参集して飛入り演説に花を咲かせ尚行列を作って県庁前に到り無事散会した」。

なお、先走ると、2月22日午前9時に「横浜実業連合組合及び各町組合91団体3万5,000人を

代表する横浜火保請求同盟会の一団」700名が横浜を発って東京に押し寄せた。彼らは首相官邸を訪ね閣議中の首相に会った。次に農相官邸を訪れ、「玄関先で前田農相と会衆とが会見した所、農相は前言通り、再び1億8千万円貸付の言質を与へた」ので、「被保険者も極めて静粛に官邸を引き上げ」た。さらに保険協会へ「殺到した」。「『会社側はその存立を危くせぬ程度でと云ふ虫のよい事を止めて、全資産を投げ出して何故解決に努めないか、会社側がさう出る事は死地に陥って活路を得る事にならう』と鋭く切込んだが、会社側は言を左右に託するので被保険者側は『会社側は誠意のないものと認める、我々はその誠意を認めるまで委員をして日参させる』と述べて帰浜した」。この時にも重役を待つ間に階下で「警官との間に一揉め」あった〔大朝 13.2.23〕。

7. 2月21日 第4回火災保険金請求市民大会

2月21日工業倶楽部で第4回の被保険者大会が開かれた。『東日』〔13.2.22〕によると、「被保険者も連日の猛運動に燭光が見え出したので大いに油が乗り集まるもの頗る多く非常な盛況」であった。この日は遂に警官隊と衝突した。まず1,000余ないし2,000人の被保険者が集会に集まり、前日の会社重役との会見を報告し、熱烈な演説ののち決議を行った〔萬朝報 13.2.22〕。

「一、会社ノ誠意ナキト愈歴然タルヲ以テ吾人ハ各自関係会社ニ肉迫シ良心ノ発動ヲ促ス事
二、来24日ノ市民大会ニハ当局ニ迫リ即時解決ヲ求メ具体的ノ声明ヲ聴カザレバ決シテ退散セザル事 右決議ス」

その後「会場内に収容し切れず場外に待ち構えて居た1,000余名の被保険者と合して『各社に肉迫せよ』司法省へ押掛けよ」と怒号する所より起り急に予定を変更ただちに各保険会社を歴訪することにした。しかし、「保険協会入口に殺到して入場を迫ったが日比谷署から駆けつけた警官が之を遮って入れないので殺気を帯びて来た被保険者は警官網を打破って入場せんとして小競合を演じ」3名が拘束された。入場したのは委員25名だけであった〔読売 13.2.22〕。

この後、午後5時半に司法省を約500人の被保険者が訪れ、憲政会代議士作間耕逸、市会議員・弁護士安東正臣等15名の委員が鈴木法相と面会した。このとき法相は「自分は当面の責任者ではないから保険金支払に関しては明言する訳に行かぬ併し重大な案件だから主務大臣に対し22日の閣議に於ても意見を述べる積りだ又会社との間に訴訟が起った場合には係人員も増してなるべく早く解決するように取計らう方針である」〔大朝 13.2.22〕。

さて、検束の状況と警視庁でのやり取りは次のようである。

「丈余の紅白二旒の大旗に『火保金請求期成同盟』と記したものの外、各町団体の大旗小旗20余本を押立てた二千余名の被保険者の先頭に…日本橋支部と銘を入れ会社の無情を責〔め〕た大額を中心に、バラックの悲惨な住居そのままを焼けたタンで造り付けた荷車大の花車に時節柄を風した人形を乗せたものを曳き出さうとしたので、警戒中の多数の日比谷署員はその花車を押へやうとし、民衆は渡すまいと大争ひを起し、被保険者の委員樋口（神田区会議員）氏真

先に検束され続いて数名が検束された…民衆は花車と被検束者を奪ひ返さんとして警官隊と猛烈に揉み合ひながら、程近い海上ビルに至り火保協会や明治火災、海上火災に突入せんとして再び数名の検束者を出し、委員のみが協会や会社にはいったが、会社側が逃げ隠れしたので空しく退出して永楽ビルの東京火災に向った…百数十名の警官隊は同ビル前に陣取って矢張り委員の外入室させなかったが民衆側は警官側の裏をかいて最後部の一隊は急にくびすを返して丸ビルに入り、5階に駆け上って帝国火災に飛び込んだので警官も会社側も狼狽したが、遂にK営業部長が民衆の前に引き出されて笠原委員長以下の人民裁判を受け揚句に被保険者を冷笑したのを謝罪させられた」[萬朝報 13.2.22]。

「帝国火災のK営業部長が被保険者の必死的デモンストレーションを冷笑せるを被保険者に発見され謝罪を要求した時、当時警戒の為に出張していた日比谷署の警部補が『私が代って謝罪する』と頭を下げたので民衆は勤務中の正服警察官が自ら一会社の使用人に代り謝罪する事は本分を忘れたものだとして手ひどく代理謝罪をはね付けた、立合の一委員は『実に怪しからぬ、まるで警察官が会社の番頭見たいな態度で重大な責任ある地位を汚すものだ、最近警官が特権階級の玄関番をするとの非難があったが、それ以上だ』と憤慨していた」[東日 13.2.22]

この日は司法省で解散の予定であった。しかし、デモ隊は警視庁に向った。

「警察側が本運動取締の前例を破って猛烈な取締をやり、検束者まで出した事は、不誠意なる会社側が被保険者の白熱的言動におびえ警視庁に泣き付いたのだとの説があるので、一同は赤池総監を訪ふべしと警視庁に向った」[東日 13.2.22]。

「『今度は警視庁だ。総監を詰問しろ』と雪崩を打って警視庁へ押寄せ委員約30名総監に面会を求め総監は不在で木下警務部長が面会して日比谷署長を引付けておいて作間君委員長となり日比谷署が我被保険者2名と何等関係なき学生を検束した顛末及被保険者の証明ともなるべき旗をもぎとった事日比谷署の刑事が罵倒をあげた事を詰問したこれに対して警務部長と日比谷署長が陳弁する所あり兎に角今後は一層干渉しない方針を取るとの言質を得て退出し警視庁前に待っていた一同に伝えたので一同は万歳三唱して午後5時半散会した」[読売 13.2.22]。

8. 2月24日 第5回火災保険金請求市民大会

この日は凄まじい日になった。集会は工業倶楽部に1,500名を集めて午後1時に始まり、途中で2,000人に増え、最後は5,000人になつたらしい。集会が終わったのは深夜11時前であった。

午後1時、工業倶楽部で開かれた集会には1,500人から2,000人が集まり、次の決議を行った。「農商務大臣ハ会社側委員ト会見席上ニ我が代表者ヲ参加セシメ速ニ解決ノ方法ヲ決定スベシト約セリ吾人ハ必ズ其実行ヲ期セザルベカラズ会社ノ態度ハ実ニ言語ニ絶ス吾人ハ彼等ヲシテ速ニ保険金支払ノ方法及時機ヲ言明セシムベシ 兩者ニ於テ猶誠意ヲ披瀝セズンバ吾人ハ断乎タル処置ニ出ヅベシ」

集会後に集団は富士見町の農相官邸へ繰り出した。まずその様子から。「三度目の火保大会の崩れは『農相官邸へ』といふ大正の佐倉宗五郎もどきの笠原委員長の声に励まされて」進み、「日曜といふので参加者約5千人先頭には数十流の大旗を翻へしてその行列約30町に亘るといふ素晴らしさ」[読売 13.2.25]。道順は次の記事が詳しい。

「東京駅前工業倶楽部を出発した火保問題市民大会の会衆約 3,500 名は数十流の大旗を押立てて大手町通りから神田橋、小川町、駿河台下、神保町を経て九段坂を上り、富士見町の農相官邸へと殺到した、日曜日の晴天とて、途中漸次会衆加はり、官邸玄関前の広場は約 5000 名の人で埋まり、大に氣勢が上がった」[萬朝報 13.2.25]

2時半ないし3時に到着した「農相官邸では玄関前に大勢の警官が立塞って物々しい警戒振り」であった[東日 13.2.25]。前田農相は閣僚を歴訪して政府案をまとめるため「朝来東奔西走」中で不在であった。では代理に会わせると「折柄某所で大蔵次官と会談中の鶴見次官の帰邸を迫り、午後3時半委員25名は応接室で鶴見次官と会見した」[萬朝報 13.2.25]。次官と委員の問答。

「委員側は『火保各社提出の解決案を内示されたい』と申込んだ所、次官は『それは好く覚えて居ない』と抽象的説明をしたので、委員側は具体的に指示すべしと迫りたるが要領を得ず農相の1億8千万円二枚舌問題をつっ込むと次官は『大臣は金額は云はないと思ふからその言質は認めない、それは大臣に直接折衝せられ度い』と逃げた、次に委員側は『閣議に提案以前、主務省当局と火保会社と被保険者の三者会見協議を斡旋せられたい』と申込んだが、次官は『政府対会社の関係と政府対被保険者の関係は別であるから、三者鼎座協議の必要なし』と拒絶し、しかも農商務省の解決腹案も閣議提出前に示すことが出来ないと頑として動かぬ」[萬朝報 13.2.25]

「吾々にとっては生か死かの問題ですモウ単なる金融問題ではない由々しい社会問題となつて来ている一刻も早く決定せねばならぬ危険状態に陥っている農商務当局は一体どう決定したのです…口角泡を飛ばして食ってかかり次官はタジタジの態」[大朝 13.2.25]。

この間、被保険者集団は農相不在を憤りつつ待つことにした。以下、各紙の描写である。

「群衆は口々に農相の違約を鳴らして止まず結局農相の帰邸まで夜を徹してもと折柄の夕闇の中に腰を据えて了った…夜に入ると共に附近から手当り次第の焚物を集めて邸内に焚火をして居ったが忽ちの中に10円を醜金して木炭を買い入れた…時が経つに従って自棄ッ腹の喚声を挙げるなどいよいよ苛立つので糶町署の山口署長は数十名の警官を指揮して警戒に当たって居たが時々群衆とセリ合を始め幾度も將に破裂の危機が来たが委員連に慰められて辛くも鎮まった」[東朝 13.2.25]。

「一同殺気立ち玄関前の広場に居る会衆は待ちあぐんで時々喊声を上げ、果は石を投ずる者出て形勢漸く悪化した、折柄横浜の被保険者代表500名も大蔵大臣邸よりこの農相官邸に來り相合して氣勢を添へた、結局次官は『然らば明25日代表委員5名と農相と会見する事にしては』

と妥協を求めたが、これは委員から峻拒した、かくて委員は会衆に対し『農相帰邸まで待つて確答を得るの外無し』と必死の態度を取る事となり、糧食の準備を整へ、夜を日に継いでも目的を達する意気を示した」[萬朝報 13.2.25]

7時10分、「前田農相が和服姿で自動車を駆って帰邸したので『それッ』と許りに群衆は自動車を取囲んで終った」[東朝 13.2.25]。「一同は喊声を上げて農相の自動車を取りまき窓ガラスが破壊されるといふ騒ぎ」[東日 13.2.25]。「待つ事4時間余」前田農相は「数百名の警官に警護されて逃げるやうに邸内に消へると喊声は一時に鳴り」響いた [読売 13.2.25]。

7時半、笠原委員長ら委員5人と農相の会見が始まった。

「9時になっても何等の報告がなく玄関外の会衆は火事と疑はれる程焚火を盛んにして騒ぎ立てるので小菅委員は途中で報告に現はれて一向要領を得ない答へであると報告するや会衆は益熱狂し徹夜だ徹夜だと憤慨し一方正午横浜から上京した被保険者500名も廻町有志の炊出して同官邸を包囲し時々喊声をあげ刻々形勢は悪化して来た」[読売 13.2.25]。

会見は2時間に及んだ。10時、帝大教授三宅驥一委員が会談に加わった。

「時に10時群衆は会見交渉がラチが明かないのに業をニヤシ『早くしろ』『ワーワーワー』と喚声を挙げて石油缶を叩くなど漸く形勢險悪になる。…かくて10時25分このどよめきの中に笠原委員長以下6名の交渉委員は悲痛な面持ちで数十名の委員連の中に姿を顕す極度の緊張は一带を包んだ、やがて笠原氏は『会見数時間極力努めたが要するに結果は要領を得ないと云う一語につきる』と先ず顛末を語り『そこでこのことを群衆に諮れば吾々の命がない、そうでなければ単独に自由行動に出るかも知れない、何うしたものか』と寧ろ悩ましい態度で一同に諮る『辞職勧告を大臣に出せ』『徹夜してもここ動くな』と非常に激昂したが結果逐一を群衆に報告し最後の手段として明25日午前9時丸之内工業倶楽部に更に会合し25日午前中開かるる首相官邸の閣議を牽制すべく更に大運動を起すことを約して10時40分漸く散会した」[東朝 13.2.25]

「10時20分ごろ漸く終ったが『大臣は諸君の御希望を十二分に聞き考慮をして出来るかぎりの努力をすと言ったきりで何等要領を得ない』といふ心細い報告に寒さにふるえて玄関前に待ちあぐんだ被保険者は11時怒声罵声と共に力なく門前から散った」[東日 13.2.25]。

「農相の態度が誠意のあるやうな、ないやうな態度だと憤慨した委員は10時40分一先づ会見を打切った笠原委員長が首尾を待つ群集に秘書官の書いた『大臣は諸君の希望を十二分に傾聴した、重大なこの事柄を考慮して自分の出来るだけの努力をする決心である』との覚え書を読み上げたが千篇一律のこの挨拶に被保険者の満足するものなく一同は口汚く大臣の態度を詰りながら11時解散した」[読売 13.2.25]

「人数を限定された特別委員と前田農相との会見の結果は、農相の無誠意から結局不得要領に終り『前夜火保会社側の提案した解決の内容は当該大臣として言明の限りに非ず、農商務省案

は閣議にかける前発表することもまた出来ない諸君の希望は十分に傾聴したが、考慮して出来るだけ努力する』と、被保険者側の最も不満足とする回答に委員も啞然として何時までも交渉を続けるも解決の燭光を認め難しとして 10 時半会見を打ち切り、その旨会衆に報告して今 25 日午前 9 時東京駅前広場又は工業倶楽部に第 6 回市民大会を開き同日開会の筈の臨時閣議に押掛け、最後の返答を聴く事にして無事散会」〔萬朝報 13.2.25〕

9. 2 月 25 日 被保険者市民大会

2 月 25 日正午に「被保険者市民大会」が工業倶楽部で開かれた。朝 9 時から開かれる筈であったが、午後 2 時の臨時閣議に政府案が上程されるとのことで正午開催に変更された。この日も 2,000 人が集まり、さらに横浜応援隊の外に小田原からも約 50 名が参加した。さらに「深川区で開いた被保険者大会の会衆も大挙して加はり商業会議所、実業組合、織物組合などの熱心な応援隊も加はり愈々大会と」なった〔東日 13.2.26〕。

定刻に演説会に移り「赤樺の委員連が 5 分間づつ縁談に上がってメートルを上げた後」〔東日 13.2.26〕、示威運動を決議し、「例の如く大小数十流の旗を風に靡かせて閣議を牽制すべく先ず首相官邸に繰込んだ(東京電話)」〔大朝夕刊 13.2.26〕。以下、各紙によれば、

「沿道は勿論首相官邸で委員と首相の会見を待つ間にも、会衆は続々増加し、日本橋からは約 1,000 名、本所からも数百名が隊を組んで来た一方『時は今、奮起せよ』との宣伝ビラ 10 万枚を市内に散布した、東京織物問屋業者と東京文具商組合の花自動車 20 台が火保会社を歴訪してその不誠意を責め、各新聞社を歴訪して応援を頼み、これも矢張り同 11 時半頃首相官邸に到着して、被保険者の意気は益す揚がった」³⁾〔萬朝報夕刊 13.2.25〕。

「火災保険金支払請求者大会の群衆は首相官邸の玄関口に詰めかけて『今日こそ決定的な返事を政府側から得なくては』と頑張り喚声を挙げてどっと官邸内へ突入しそうな気合を見せたが麹町署長以下十数名の警官が気の利いた鎮撫振りでやっと収まると例の笠原委員長が背広に巻ゲートル姿で玄関に現れて『只今総理大臣に会見を申込みましたが総理大臣も大蔵大臣も閣議があるので断じて我々委員に会見することが出来ぬと云う返答であったがわれわれは夜が明けてもここを去らない決心だ』と述べ益々昂奮の様子だったが前日来の運動で今期も余程消耗されたか間もなく静かに落ちつく」〔東朝 13.2.26〕。

「今日は首相から確たる挨拶を聴かねば一步も退かぬと約 1000 名の会衆は、何れも食糧を用意し決心を固めていた」〔萬朝報夕刊 13.2.26〕。

「被保険者が大挙押掛け、首相に会見を求めて居すわった、首相官邸は午後 2 時いよいよ問題の農商務省案の火保解決案を議する為め、臨時閣議が開催されたので、被保険者は『最後の 5 分間』となったと、更に真剣味が加はり、不誠意な当局をして、これまでにこぎ付けた喜びのどよめきのうちにも、閣議の内容並に結果如何と心配さうに云ふべからざる沈痛の色が流れて

いた」[萬朝報夕刊 13.2.26]。

「首相と内相小橋翰長は閣議なかばに出て来て各委員百名と私服護衛の下に面会した織物組合代表の高木益太郎氏と笠原文太郎氏は会社側に援助して1割の自力支払をさせるやう努力して呉れといひ首相は『出来るだけ救済はする積りである諸君は政府々と云はれるが政府の金は国民の汗であるから憲法を犯してまで一部分の罹災者のみに努力することはできないこれからは新しい問題についての面会は委員に限ってするが今後同一の問題に就いての面会は固く拒絶する』といひ前夜の農相官邸で一同が焚火した事を引っ張り出し『あのやうな事は暴徒のやる事だ。政府は権力を以て取締るから承知を願ひたい』と委員を威嚇した各委員はカッと憤り今にもつかみかかりさうな勢ひとなって弁じ立てたので形勢不利と見た首相は恐れを抱いて『諸君もう分った、今協議中であるから失敬するよ』と脱兎の如く、小橋翰長に後を頼んで行ってしまった一同は憤慨し今度は翰長に強硬な談判をし翰長もたまり兼ねこれもたうたう逃げ出した一同は堪忍袋の尾を切って『現内閣をぶっ潰せ』と怒鳴り出し激昂して警官隊とつかみ合ひ、遂に検挙者まで出すに至ったが、笠原委員長の鎮撫で漸く静まった」[読売 13.2.26]

「5時45分閣議が終って各大臣が帰って行くと『生活問題社会問題だから大臣しっかり頼む』と囁れ声でわめき立てるやら大騒ぎ、やがて笠原委員長の報告で一同農相官邸へわっしょわっしょの掛け声で押し寄せたが『農相はもう私宅へお帰りにになりました』で皆をがっかりさせる、仕方がないので委員連が農相を私宅に訪ふことになって一同7時半頃解散した」[東朝 13.2.26]。

この日、小田原の商業団体を中心とする「火災保険請求同盟会」は、保険金千円につき30銭の割合で「出金」を求め千円余の金が集まったので、20名を選抜して2月25日7時10分発の列車で上京させた。保険協会や各社を訪れ「此際5割」を要求した。うまくいかねば農商務当局に陳情し、代議士を訪ね、それでも「政府及び保険会社の出様によっては最後の決心たる請求訴訟を起す」ことにした[横浜貿易新報 13.2.26]。その後も小田原からの要求が続けられた。

さて、一方、2月22日の閣議では「貸付金額、利率、償還年限等に就ては話題に上らなかつた」ので、これについて農商務省と大蔵省の間で意見が相違した。「省議は意想外の波瀾を惹起し、議論百出して遂に未決定に終り」閣議の難航が予想された[萬朝報 13.2.25]。しかし、25日に臨時閣議が開催され、大蔵省議の線に沿って「火災保険会社に対する貸付資金に関する決定をした」。大綱は以下の通り。貸付金額は8,000万円；利率4分；貸付年限最高50年以内（各社によって年限は異なる）；貸付の形式として、単に貸付金とせず政府の援助金ということにして各個の当業者に割り当てて交付する；「政府の方針に従ひ見舞金出捐をなさんとするものは援助の請願をなすこと」；貸付割当額は、各社の資産状況ならびに将来の資産収益を見越して金額ならびに年限を按配する；見舞金出捐条件として、政府より援助金の交付を受けて見舞金の出捐する会社は、社会政策的見地より、最低の小口保険額（5千円か）に対しては各会社一律に1割とし、保険額の増加するに伴い逆累進率を以て出捐すること（此の率は各社において協定する）；弁済方法は「納入金

の制度を以て毎年所定の償還額を政府に納入するを要す」。財政上の措置は緊急勅令によって行われることになった。この措置を『東京朝日』[13.2.26]が説明している。

「政府援助の本質は経済上の性質に於て貸付制度と異ならず支出金の回収を確保し而も法律上の性質に於て援助金（補助金交付の形式）と為し其出捐能力に応じ会社に交付してその債務たるを免れしめ政府が会社個々に就て調査する数字を基礎として定むる所の金額を会社より年賦的に逐年その利益処分金（利益なき時は損益勘定）から納付せしむることになって居る」。

この措置について思わぬ支障が生じた。枢密院が難色を示したのである。説明の席上、「清浦首相は最近火保問題に対する被保険者の行動動もすれば穩かならざるものあり加ふるに世論亦紛糾して民心漸く險悪に赴く兆あるを以て此際已むなく緊急勅令公布の方法によって山本内閣以来の問題を解決し度しと述べ」たが、賛成は得られなかった[東朝 13.2.27]。こうしたまたひと悶着が起り、解決は遅延した。

Ⅲ. 被保険者運動の評価

1. 運動の性質

政府が消極的態度を変えて、火保協会の傍觀者然とした姿勢に圧力を加えるに至った動因の一つは、被保険者による火災保険金要求運動であった。「騒動」あるいは「暴動」と呼んでも差し支えない行動は、確かに、政府や業界を動かすに十分な威力を備えていた。この運動をいかに評価すればよいのか、後代にいかなる影響を及ぼしたのか、そもそも強力な運動を発起させ維持し得た原動力は何であったのか？

確認しておくべきことは、第一に、火災保険金支払要求には法的根拠がなく、または乏しかったことである。確かに、震災後直後には裁判所の判断は示されていなかった。しかし、大正4年大審院判決は保険約款の有効性を示していた。政府も早くから地震約款の有効性を認めていた。無効論も多く唱えられたから、裁判による無効判決の可能性が大きいと見れば、裁判の結果を待てばよく、過激な直接行動に出る必要性はなかったはずである。そのことを法律家も確信し得なかったから、直接行動に出たと見るべきであろう。いみじくも、運動のリーダーたる笠原文太郎は弁護士であり市会議員であった。彼は言論を棄てた法律家となったのである。

第二に、運動参加者は、思想運動や労働運動と異なり中産階級以上の人々であった⁴⁾。「貧苦を極めた」という看板が立てられたというが、彼らは火災保険に加入するだけの資力を備え、無論、家屋を所有していたからこそ火災保険に加入した。当時の社会では持家層は多くなく、借家層には火災保険は無縁であった（彼らが必要としたのは動産保険である）。山本内閣の法案が否定された理由の一つは、無産者を放置して有産者を税金で救うのか、ということであった。

運動の発起人は国会議員のほかに市会議員、区会議員、そして各町総代などの名誉職であり、その中には帝大教授も弁護士も実業家も地域の有力者も含まれた。財産だけでなく名誉をも持つ

人々であった。確かに契約者には普通の民衆が多く含まれたであろうし、全財産を失った人もいたであろう。しかし、彼らは家を持つ程度の資産家であった。これらの人々がなぜ10%の見舞金に拘ったのか。持家の再建にはあまり役に立たなかったであろうに。

反面、保険金額の10%でも、罹災被保険者へ支払えば火災保険会社の全資産に匹敵する金額となり、それを会社資産から支払えば、東京海上など一、二の会社を除いて全社が壊滅する。もっとも、それでもよいから保険会社は全部を吐き出せという要求もあった。これを主張した人には、被災者以外の契約者が払い込んだ保険料を横取りするという点に思い至らなかったのであろう。

法的根拠がなく、住宅再建にあまり役に立たず、それにも拘らず火災保険業を壊滅させかねない措置を、なぜ、彼らは要求したのであるのか？ しかも、会社重役に対する態度は、大勢で取り囲んで罵詈雑言を浴びせ、強迫的言辞を弄し、果ては人民裁判などと弁護士が嘯き、ときに暴行を加えるなど到底名誉職や知的職業家をリーダーとする集団とは思えない。大臣官邸では、制止する警官隊に襲掛かり、官邸の庭で火を焚き石を投げ、大声を張り上げて威嚇するなどまさに暴徒と呼ぶにふさわしい。これまた、集団の構成員から見ればまともな所業とは思えない。

警官による検束について警視庁に押掛け、総監に面会を求め、然るべき地位のものから陳謝の言葉をひきだすなど、この集団の位置付けは、労働者や無産階級とは別物であったことを示唆する。この点を明言したのは『東京朝日』[13.2.26]であり、「(社説)火保運動の社会的意義」において次のように指摘する。

「次には火保運動であるが、貴族院内閣を攻撃するブルジョア政治家が階級闘争なる文句を用いる程度の [数字不明] さを以て云えば、それを直接行動と云い得る。殊に最近数日に於ける被保険者の工業倶楽部や大臣官邸に於ける活動はすさまじきものがある。之は団体運動の可能と効果とを天下に示したものである。京浜火保連合会の決議は『吾人の貧乏は極端に達し』とあるが、火災保険をかけるだけの資力 [十数字不明] 多くの無産者が吾人の貧乏は極端に達したりとして団体運動をしたらどうであろうか。反動団体の暴力行使を是認し、小有産階級の腕力を伴う団体示威を容認した政府は、無産階級運動に対してのみ厳格なる取締を続けることとしても、団体運動の可能の範囲と効果の偉大なるを実物教育された無産階級者は其の生存権を犯された時に如何なる態度に出づるであろうか。

2. 保険業界の憾み

当然のことながら、見舞金を奪り取られた保険業界はその後、政府への借入金の返済に長い間苦しんだ。彼らにすれば、法的根拠のない金を、なぜ、出さねばならなかったのか、という無念の思いが強かったことであろう。とくに被災地から遠かった関西の会社には、一入その思いが強かった。その無念の思いこそ、この後大地震の度に見舞金を要求されては峻拒するという頑なな態度⁵⁾をとらせ続ける一因となった。

さて、この無念な措置をとらせた原因は被保険者の運動であった。それについて後代の保険関係者は次のように評している。井口武三郎『火保助成金の真相と善後措置』に寄せられた「序」から拾ってみる。帝大教授で保険論専攻の森莊三郎「火保助成金問題に関する私見」は次のように述べる。

「火保助成金の如きは、政治が経済を最も不当に圧迫した最悪の実例であると、私は平素から公言して居る。…殊に私が遺憾に思うことは多数が徒党を組み、声を大にし、乱暴を働きさえすれば、その要求が多くは政府当局の容るる所となると云うが如き悪傾向が色々の場合に吾々の眼に映ずる事である」。

横浜火災海上の井坂孝は騒動の一方の当事者であったから、「序」の中で厳しく指摘した。

「此の頃の世情は、衆を待みて強要すれば理屈がなくとも国家は素の力を以て之を救済するの風が大いにある様である」。

著者の井口武三郎は「自序」において、「被保険者及び一般民衆等の無理無体の強要、又は政府側の強制威圧」を指摘し、本文で以下のように述べる⁶⁾。

「諸団体は夫々決議を以て火災保険金の支払を認め、政府に建言すると共に火保業者に極力支払方を促し、罹災被保険者等の群集心理を煽動したるが為め… [各団体は] …殆んど毎日の如く大会を開き、或る種の直接行動に出で、其の行状は火保会社に対しては殆んど暴動一揆にも等しきものがあつた。斯く大会を開いては民論を高潮し、人心を煽動し、或は当局の訪問、更に火保会社を個別に訪問し、又火保協会に押しかけ等して、無謀にも全額支払の要求を絶叫した」。「斯の如き比較的智識を有し、常識を備えた人を以て統制せらるる東京市会等に於てすら此の様なれば、之を以て察するも当時の火保問題が如何に超法律的であり、又は常識を離れたものであるか…。従つて、火保会社側の考慮なり立場と云うものが全く蹂躪せられ、恰かも戦闘地域の非常徴発若くは掠奪にも等しい取扱ひを受けた」。「東京市会は其の市会議員の名を以て、遂いに市内電車の中に『火災保険金の支払に関し市民は保険協会又は会社へ請求して氣勢を添えられ度き云々』の意味の揭示をさえ為す迄に熱狂し、全く腕力沙汰の実行行動を煽動した」。「凄文句の決議を為して、幾度か大会を開いては民衆の群集心理を煽り、付和雷同をも駆り集めて市中を練り歩き、或は火保会社に押しかけ等して、当時社会の秩序全く快復せず、人心の安定を欠くこと多き [となつた]」。

3. 当時の論評

森莊三郎は「若干の新聞社は多少扇動的態度をとつたように見える」と書いているが⁷⁾、実際、『萬朝報』『読売新聞』『国民新聞』などは全額支払いを要求するほどであったから、被保険者の運動に同情的であった。もっとも、扇情的であったのはこれらだけに留まらないが。

一方、保険金支払要求やそれを強要する運動に批判的な論調もあった。『東洋経済新報』[12.10.1]

は「火災保険金の支払強要は不合理」と題して指摘している。

「震災後、それに伴へる火災の損害に対し、火災保険金の支払を強要する声が高い。辻々に張れるピラを見るに、火災保険会社を不倶戴天の仇と罵れるも見ゆる。いつもながら我国民中浅薄なる感情に支配せられ、冷静なる理智の判断力を失う者のあるは残念至極であるが、政府の態度が又之に油をかくるが如きは如何」。

東京帝大教授で経済学者の渡邊鐵藏は、会社には法的責任がなく道義的には寄付が望ましいと明言した後次のように言う⁸⁾。

「寄付は望ましいことであるがあまり甚しく強制するのはよくない。況んや会社が支払をなさざれば重役の身辺が危険であると威嚇するが如きは甚だしく常軌を逸したことである。被保険者の騒ぐのは情に於いて誠に無理の無い次第であるが、被保険者の階級に阿附することを利益とする者が殊更激しく運動することもあるようであるが、道理の通らぬことはいい加減にするがよい」。

IV. 結び

当時は、のちに大正デモクラシーと名付けられた時代であった。火災保険金騒動は、大衆が国家権力と資本家に正当な要求を突きつけ、集団運動によって自らの権利を勝ち取った運動であると見てよいのであろうか。それとも、不埒にも徒党を組み、不当な要求を強引に相手に飲ませた暴挙であるという見方ができるのであろうか。前者というには、法的権利がなく、行動に不当に乱暴な面があり、権利のない金を無理やり奪った、とも見られ、無理がありそうである。騒動が一段落した大正13年3月末に、『東京日日』[13.3.31]は、当時の大衆運動の流行を論じている。標題は「成功に味をしめて大衆運動大はやり 恐ろしい傾向の一つ」。

「いわゆる大衆運動は従来労働団体、思想団体乃至政党等の専売だったが最近各方面に波及しいろいろの大衆運動が現れ、殊に震災後一種の流行のようになりしかも相当の実効を挙げて行くのは注目すべき現象で、これがため運動の数は益々ふえ漸く過激になって行くのでその筋でも非常に重大視し、例えば火災保険金請求運動の如き相当有産階級の人々や女房連まで行列に加わって絶叫する結果は八千万円の責任支出で民衆の勝利。これには政府にも種々の理由もあろうが何れにしても一面運動のたまものである。最近起こった中央卸売市場神田文場の反対で山本町邊の住民はこれまた長旗を押し立てて運動を初め女や子供まで狩り出して内相官邸に居据わった結果は、特別都市計画委員会で再調査という段取りでこれも凱歌を上げるらしい。これを見た魚河岸や青物市場の哥兄連 29 日にはこれまた中央市場反対とあって貨物自動車に乗り込み蓆旗を立て都大路を喚声を挙げながら市役所に殺到し結局松本楼の打ち壊しとなった。警視庁でも震災後この種の運動に対しては頗る寛大で従来市民運動のように干渉はしなかつたが、最近の現象には少なからずおどろいているがこれからも追々猛烈の度は加わって、時には

暴民のような状態で従来工場労働者や鉱山等のストライキに見るような光景は一般民衆が労働者のお株を奪ったような観がある。何れにしてもかういう運動が赤化して行くのはかなり皮肉な現象であるが、一方最近の労働運動思想運動等もただ思いきった当局の干渉圧迫で頗る表面平静のようであるが根底が普通の民衆運動とは全然別でより深く強いあるものがあるから最近の事実はこれも深刻になって行く。最近葬儀とか追悼会とかの名を借りて一種の運動をやる事が流行しだしたのを見て明らかで、之等一般の運動に対し警保局や警視庁では何等か具体的方策を樹立せんと目下努力中である」。

この問題は、大正時代について筆者の勉強が不十分であり、もう少し時間を置きたい。

ところで、騒動の性質について不当性を強調する見方は、正しいのであろうか。業界関係者がそう見ていたことは上記した。しかし、次のようにも考えられないだろうか。法的権利がないにも拘らず、保険金額の僅か 10%を取るために、名誉と資産を持ち知識人を含む中流・有産階級が、なぜ、あれほどまでに強硬に運動を展開したのか。復興に金が要るとか、時代の風潮とか、大勢の零細契約者のために頑張ったとか、いろいろ言えそうである。

しかし、本シリーズを書き始めて以来、この問題はいつも筆者の脳裏にあった。次の号では、政府対枢密院の争いと見舞金支払の状況を書く。さらにその次が最終号となるが、そこでこの問題について仮説を提示したい。鍵は、おそらく会社の支払う金が「保険金」ではなく「見舞金」であったことである。確かに、約款に基づいて支払うのではないから、保険金とは唱えられない。しかし、それ以上の意味があったように思える。被保険者集団を動かした原動力は、多分、権利や復興や道義といった要素を超えて、火災保険業界に対する被保険者の怒りであった。では、何に対する怒りであったのであろうか。

引用文献および注

- 1) 田村祐一郎：「関東大震災と保険金騒動（14）－仕切り直し－」『流通科学大学論集－人間・社会・自然編』21-2（2009.1）75-93
- 2) 記録としては運動当事者による次の文献がある。火災保険金請求各区連合会編：『大震災火災火保問題解決顛末録』（1932）。ここでは参考止め、新聞記事によって事態の進行を描いた。
- 3) 宣伝ビラの配布は前日 24 日とされている。ビラの文句は『顛末録』によれば以下のよう。

「陣鼓ノ響急ナルゾ

追撃＝突進＝牙城ニ迫レ

市民悉ク武装シテ来リ集レ

火災保険金請求市民大会

2月24日午後正1時（午前ノ会ハ本会関セズ）

日本工業倶楽部

死活ノ問題迫レルゾ」

- 4) 13年1月12日付で火保金請求連合会は前田農宛宛に陳情書を提出したが、その中で「謂フ迄モナク被保

険者ハ主トシテ社会的中産階級ニ属シ且ツ孰レモ保険金ノ所得ヲ以テ吾人ノ復活上唯一ノ財源トセリ」と書いている。『顛末録』参照。

5) 田村祐一郎：「関東大震災後の地震火災と裁判所（1）－北但馬地震から北伊豆地震まで－」『流通科学大学論集－流通・経営編』21-2（2009.1）129-148

6) 井口武三郎：『火保助成金の真相と善後措置』火保研究社（1932）59-64

7) 森荘三郎：「大震大火と火災保険」『大正大震災火災誌』改造社（1923）116

8) 渡邊鐵藏「復活への途」『中央公論』（1923.10）8-33